

## 学 則

1	事業者の名称及び所在地	社会福祉法人愛成会 〒246-0003 横浜市瀬谷区瀬谷町 4131-16
2	研修事業の名称	よこはま介護アカデミー 介護職員初任者研修（通信）
3	研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程（通学・通信）
4	開講の目的	ホームヘルプサービスを提供するに基本的な知識・技術・態度を身につけ、高齢者社会における様々な場所において力を発揮できる人づくりを目指す
5	研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者：平本千恵子 研修コーディネーター：高久正信 研修担当部署：愛成苑介護部 よこはま介護アカデミー事務局 研修担当者：高久正信、塚田淳一、佐藤育代、武田洋子、平本秀真 (連絡先電話番号) 045-300-0881 (連絡先メールアドレス) <a href="mailto:info@aiseienn.jp">info@aiseienn.jp</a>
6	受講対象者(受講資格)及び定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護関連知識・技術を学ぼうとする就学に支障のない健康な方</li> <li>・将来、介護事業に従事する意思のある方</li> <li>・現在、介護事業に従事している方</li> <li>・通学可能な方</li> </ul> 定員 27名
7	募集方法(募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般公募する</li> <li>・「介護職員初任者研修」開講の概ね2ヶ月前より自社ホームページ、協賛事業者ホームページ、タウン誌に募集広告を掲載し、関係機関に案内を開始する。</li> <li>・受講希望者に受講案内(学則含む)と受講申込書を送付、または来苑の方には資料配布</li> <li>・受講生選考方法：面接(現在、介護事業に従事している方は、勤務先の推薦をもって面接を免除する) よこはま介護アカデミー協賛事業者(社会福祉法人愛成会、社会福祉法人寿、社会福祉法人誠幸会、NPO法人せや福祉ホーム、社会福祉法人泉正会、社会福祉法人同塵会、株式会社ひとはな)で介護に従事する方は法人の推薦による</li> <li>・受講申込書の提出と、受講料振込み確認のうえ公的機関発行の証明書(健康保険証、住民票の写し、運転免許証)で本人確認後、受講決定とする。</li> <li>・定員になり次第締め切りとする。</li> </ul>
8	受講料、テキスト代その他必要な費用	55,444円(協賛法人職員35,444円) (内訳)・受講料50,000円 ・テキスト5,444円 (協賛法人職員～受講料30,000円・テキスト代5,444円)

9 研修カリキュラム	別添様式3のとおり
10 通信形式の場合 その実施方法 ・添削指導及び面接指導の実 施方法 ・評価方法及び認定基準 ・自宅学習中の質疑等への対 応方法	・学習方法 科目ごとに3題以上課題を設定する。設定した学習期間により、各講 義科目のレポートを定めた提出期限までに提出する。 面接指導については各科目の通学学習時間内に行う。 ・評価方法 提出期限は別紙カリキュラムのとおりとする。課題提出は期限までに 郵送（期日必着）もしくは教室へ持参。期限厳守とし、正当な理由の ない提出遅延は認められない。 各課題は、担当講師が添削をおこない、次の評価基準にて認定を行う。 A:90点以上 B:80~89点 C:70~79点 D:70点未満 評価がDの場合は再提出するものとする。 ・個別学習への対応方法 課題質問はFAXまたはメールで随時受け付ける。 自宅での個別学習による質疑等も同様に対応する。
11 研修会場 (名称及び所在地)	愛成苑（横浜市瀬谷区瀬谷町 4131-16） 地域交流スペース
12 使用テキスト (副教材も含む)	介護職員初任者研修テキスト「財団法人 介護労働安定センター」
13 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)	（1）技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各 演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A~D の4区分で評価を行い、A及びBの者を一定のレベルに達している者 とする。 ⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた 介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ① 総合生活支援技術演習 <評価区分> A:基本的な介護（介助）が的確にできる B:基本的な介護（介助）が概ねできる C:技術が不十分 D:全くできない （2） 全科目の修了時に、1時間の筆記試験による修了評価を実施する。次 の評価基準により、C以上の評価基準を満たした者を研修修了として、 認定する。 A:90点以上 B:80~89点 C:70~79点 D:70点未満

	<p>(3) カリキュラムをすべて出席し、上記(1)及び(2)において認定基準を超えている者に対し、修了証明書を発行する。 ＜修了評価試験での基準以下の時の取扱い＞ 担当講師の補習の上、再試験を実施する。</p>
14 欠席者の取扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取扱い(実施方法及び費用等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ず欠席する場合は、必ず「欠席届」を提出し補講の手続きをする。</li> <li>・開始から10分以上遅刻した場合は欠席扱いとする。</li> <li>・終了10分以上前に早退した場合は欠席扱いとする。</li> <li>・補講は担当講師と調整し8ヶ月以内に追加補講を実施する。</li> <li>・補講を実施した場合、補講受講料として1時間1,000円を受講者負担とする。</li> <li>・上記補講が困難な場合、「こころとからだのしくみと生活支援技術」以外の科目については、通信の方法による講義の時間数を超えない範囲で、担当講師が設定した課題に関するレポートを提出し、評価基準を満たした者を修了とみなす。</li> </ul>
15 科目免除の取扱いとその手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習先として認められている施設・事業所において過去3年間に1年以上(通算180日以上)の実務経験がある者で、「初任者研修実習免除願」及び「介護業務従事証明書」提出者について、実習を免除する。ただし、受講料の減額無し。</li> <li>・「介護に関する入門的研修」修了者で、修了証明書提出者については以下の科目を免除する。 受講料については、45,000円とする。 (基礎・入門講座修了者)</li> </ul> <p>3 介護の基本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護職の役割、専門性と多職種の連携</li> <li>②介護職の職業倫理</li> <li>③介護における安全の確保とリスクマネジメント</li> <li>④介護職の安全</li> </ul> <p>6 老化の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①老化に伴うこころとからだの変化と日常</li> <li>②高齢者と健康</li> </ul> <p>7 認知症の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①認知症を取り巻く状況</li> <li>②医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</li> <li>③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</li> <li>④家族への支援</li> </ul> <p>8 障害の理解</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害の基礎的理解</li> <li>②障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的理解</li> <li>③家族の心理、かかわり支援の理解</li> </ul>
16 解約条件及び返金の有無	<p>受講生からのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開講日の前日までは、ご解約をお受けします</li> <li>・開講後の退校については、テキスト代を含め一切返金いたしません。</li> </ul>

	<p>当アカデミーからのキャンセル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受講申込者が 10 名に満たない場合は、研修を中止することがあります。この場合は、全額返金いたします</li> <li>・受講態度不良等による退校処分の場合は、テキスト代を含め、一切返金いたしません。</li> </ul>
17 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)	<p>「ホームページによる情報開示の内容」参照          当会ホームページ (<a href="http://www.aiseienn.jp/">http://www.aiseienn.jp/</a>)</p>
18 受講者の個人情報の取り扱い	<p>受講生の個人情報については、介護職員初任者研修運営の目的のみ使用します。          なお、修了者名簿は介護保険法施行令第 3 条 2 項イの規定により神奈川県に提出する。</p>
19 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	<p>亡失・き損した場合は、受講者本人の申請により再交付する。          手数料 500 円</p>
20 その他研修実施に係る留意事項	<p>(1) 退校処分の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席が常でなく、欠席、遅刻、又は早退が著しく多いとき「出席日数が訓練終了日を基準として、出席すべき訓練日数（受講者毎に異なる場合は、受講者個人別の訓練日数の 8 割）を満たさなくなった場合は、その時点で退校処分となります」</li> <li>・施設の秩序や最適な訓練受講環境を著しく乱したとき、又は乱すおそれがあるとき</li> <li>・故意に施設の設備又は物品を亡失、き損又は施設に持ち出したとき</li> <li>・法令違反、公序良俗に違反し、社会通念上、訓練受講者として相応しくないとき</li> <li>・その他、訓練の受講継続が困難であるとき</li> </ul> <p>(2) テキスト代の領収書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書は再発行しません。</li> </ul>